

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
1	用語の定義	2	1	1-3	22			「性能」とは、目的又は要求に応じて物が発揮する能力をいう。」とありますが、「目的又は要求」とは、要求水準書等の発注図書に明示されている「目的又は要求」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	承諾の期間	4	2	2-1				事業概要承諾とあるが、甲乙対等協議を行った場合に、甲乙それぞれの申し入れや質問からの回答までの期間が7日程度と考えていますが、宜しいでしょうか。	2-1項の名称は誤記であり、事業概要が正です。ご質問の協議によるものは、入札公告時に示します。
3	処理フロー	5	2	2-1	2-1-2	(1)		分配堰から1Qsh(78,890m ³ /日=0.913m ³ /sec)だけを雨水滞水池へ導水し、滞水池の満水後、1Qsh分を高速ろ過するフローとなっていますが、芦田川浄化センターへ分水される晴天時汚水の制限流量は最大値1Qshと設定されているのでしょうか。	松浜分水により、芦田川浄化センターへ分配される計画日最大汚水量は45,000m ³ /日です。
4	雨水流下方法	5	2	2-1	2-1-2	(1)		本ポンプ場への流入はどの様に行うのでしょうか。流入側に堰があり汚水と雨水を分けているのでしょうか。	晴天日には、汚水全量が松浜分水を経て、芦田川浄化センターに流下させています。雨天時は、松浜分水の電磁流量計及び流量調整弁を用いて、流量制御を行い45,000m ³ /日を芦田川浄化センターに流下させ、それ以上の合流雨水は新浜ポンプ場に取込む形態です。このため、汚水と雨水を分ける堰構造等は有していません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
5	松浜分水の汚水量調整方法	5	2	2-1	2-1-2	(1)		松浜分水で芦田川浄化センターへの汚水送水量の調整をするようですが、どのように行うのでしょうか。	No. 4の回答を参照ください。
6	処理フロー	5	2	2-1	2-1-2	(3)		「図2-1 本ポンプ場のフロー」を見ると、雨水のフローとなっておりますが、既存の新浜ポンプ場の汚水の沈砂池及びポンプ棟・ポンプ設備は現在廃止、もしくは、事業開始時まで廃止するとの理解でよいのか。	既設の新浜ポンプ場の汚水沈砂池及び汚水ポンプは、現時点で廃止しており、運転を行っていません。
7	処理フロー	5	2	2-1	2-1-2	(3)		「図2-1 本ポンプ場のフロー」を見ると、雨水のフローとなっておりますが、汚水の沈砂池やポンプ設備は現在使用していない(将来廃止する計画である)と考えられるが、使用していない汚水の沈砂池やポンプ設備を、効率的かつ安全に本ポンプ場の建て替え工事を行うため、工事期間中に一時的に仮設利用することは可能か。	No. 6の回答を参照ください。
8	計画雨水量	6	2	2-1	2-1-2	(2)	1)	計画排水量9.22m ³ /分の流量計算根拠を把握するための資料を提供いただくことは可能でしょうか。	新浜ポンプ場の計画排水量である9.22m ³ /秒は、下水道事業計画上で位置付けられている数値となります。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
9	事業期間	6	2	2-1	2-1-2	(3)	1)	「本ポンプ場の計画雨水量及び計画諸元、計画雨水量9.22m ³ /秒」とありますが、梅雨や台風などの大雨の少ない非出水期(渇水期)において、雨水ポンプ設備の切替えや設備点検・更新時を行うことは可能でしょうか。	配布資料(参考資料)及び別途気象庁データ等を基に、事業者でご判断ください。
10	事業期間	6	2	2-1	2-1-2	(3)	1)	「本ポンプ場の計画雨水量及び計画諸元、計画雨水量9.22m ³ /秒」とありますが、梅雨や台風などの大雨の少ない非出水期(渇水期)において、雨水ポンプ設備の切替えや設備点検・更新時を行うことが可能な場合、その期間及び確保すべき雨水能力の指定があればご教示ください。	No. 9の回答を参照ください。
11	中央雨水滞水池の計画諸元値	7	2	2-1	2-1-2	(2)	3)	計画諸元値の根拠となる合流改善計画策定図書をご提供いただけないでしょうか	入札公告時に示します。
12	塩化物イオン濃度	7	2	2-1	2-1-2	(2)	3)	材質選定に当たり本ポンプ場の雨水流入水についての塩化物イオン濃度をご教示願います。	雨天流入水の塩化物イオン濃度は、150mg/l程度です。一方汚水の塩化物イオン濃度は、おおむね200から500mg/l程度です。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
13	本事業の業務内容	7	2	2-1	2-1-2	(2)	4)	その他の既設ポンプ場において施設以外の立地条件等で管理に支障があるようなことがあれば過去の事例など含め、ご教示下さい。	維持管理を行う上で、特段支障となるような事項はありません。
14	施工中利用可能沈砂池	8	2	2-2	2-2-1	(2)		施工中は既設汚水系2水路は汚水用として使用するのでしょうか。	No. 6の回答を参照ください。
15	施工中利用可能沈砂池	8	2	2-2	2-2-1	(2)		雨水系だけの対応であれば既設6水路中の何水路を使用すれば施工中の処理が可能でしょうか。	No. 9の回答を参照ください。
16	事前撤去可能部	8	2	2-2	2-2-1	(2)		敷地内で改築に当たり先だって撤去してよい部分があればご教示願います。	雨水排水の運転に関連しない施設・設備は、撤去可能です。
17	放流口	8	2	2-2	2-2-1	(2)		放流口は既設位置より変更してかまわないのでしょうか。	放流口の変更は想定していません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
18	沈砂池とポンプ井	8	2	2-2	2-2-1	(2)		沈砂池とポンプ井は離れて建設してかまわないでしょうか。離れた場合の接続用水路流速は制限があるのでしょうか。	事業者の提案によるものです。
19	施工業務（段階的な切替）	8	2	2-2	2-2-1	(2)		新設本ポンプ場の施工に当たっては、既設本ポンプ場の排水能力を確保した上で、段階的な切替え工事を実施すること。 ① 既設本ポンプ場の施工業務（撤去） ② 新設本ポンプ場の施工業務 ③ 事業用地内の場内整備の施工業務とありますが、段階的な切替については事業者提案と考えますが、段階的な切替を提案するうえで制限や厳守事項などありますでしょうか。	特にありません。
20	維持管理・運営業務	9	2	2-2	2-2-2	(1)		既設ポンプ場ほか2施設の維持管理マニュアル（運転・保守）の開示をお願いいたします。	入札公告時に示します。
21	維持管理・運営業務	9	2	2-2	2-2-2	(1)		「①既設本ポンプ場ほか2施設：委託レベル1②新設本ポンプ場ほか2施設：委託レベル3」とあるが、ほか2施設の委託レベルは、新設ポンプ場完成時に、委託レベル1からレベル3に変更となるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
22	維持管理・運営業務	9	2	2-2	2-2-2	(2)		その他の既設ポンプ場の機械、電気に関する図面、および維持管理マニュアルの開示をお願いいたします。	その他の既設ポンプ場の図面及びポンプ等運転操作要領は、入札公告時に示します。
23	事業期間	10	2	2-2	2-2-3	(2)	2)	その他の既設ポンプ場で、その他の既設ポンプ場の維持管理・運営期間は、維持管理・運営業務委託契約締結された日から2028年（令和10年）3月31日までとする。と記載がありますが、それ以降において、事業継続が厳しいと判断した場合、継続契約しないことは可能でしょうか。ご教示下さい。	本市及び事業者の双方で協議し、合意に至った場合は可能です。詳細は入札公告時に示します。
24	事業期間	10	2	2-2	2-2-3	(2)	2)	その他の既設ポンプ場の施設状況について自動運転、除塵設備、自動通報装置などの有無、現在の運転状況についてご教示下さい。	入札公告時に示します。
25	事業期間	10	2	2-2	2-2-3	(2)	2)	場外ポンプ場の管理において、現在、市が委託を行っている外注先を教えてください、紹介いただけますでしょうか。また、その委託先へ再委託を行ってもよろしいでしょうか。ご教示下さい。	地元企業への再委託については、事業者の裁量の範囲ですので、本市が関与するところではありません。また、既存維持管理者の情報提供については、契約締結後の調整事項とします。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
26	事業期間	10	2	2-2	2-2-3	2)		「その他の既設ポンプ場の維持管理・運営期間は、維持管理・運営業務委託契約締結された日から2028年(令和10年)3月31日までとする。」とありますが、第1フェーズの対象の12施設は、2028年(令和10年)3月31日に維持管理・運営期間が終了し、第2フェーズの取り込みに当たって、福山市と事業者の双方で合意に至らなかった場合、第1フェーズの維持管理・運営業務は、令和9年度までの5年間で業務終了となり、福山市へ引き渡しを行うとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
27	本事業の維持管理・運営業務の拡張	10	2	2-2	2-2-4	(2)	2)	本事業の維持管理・運営業務の拡張について合意に至らなかった場合の措置をご教示下さい。	No. 26の回答を参照ください。
28	本事業の維持管理・運営業務の拡張	10	2	2-2	2-2-4			「なお、第2フェーズ以降の既設ポンプ場の取込みに当たっては、各フェーズの事業開始の2か年度前から調整に入り、本市及び事業者の双方で合意に至った場合に契約を締結する。」とあるが、合意に至らなかった場合、第2フェーズの施設は市で引き続き、維持管理・運営を行うとの理解でよいか。	No. 26の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
29	立地条件	11	2	2-3	2-3-1			<p>「周辺は近隣商業地域及び商業地域に囲まれており、施工期間中における騒音・振動・臭気等に対して十分考慮する必要がある。」とあるが、本ポンプ場は、敷地北側で福山ゴムと敷地境界を隣接しており、福山ゴムに対して、騒音・振動に加えて、塀や建築物の補償等の対策が必要となることが予想される。隣接する福山ゴムに対する交渉・調整（用地境界の確定、事業前の事前説明と事前協議、対策や補償の交渉）は、市で実施済みでしょうか。</p>	<p>落札者を決定後、各種契約の締結を経て、事業者が行う事前調査、基本検討、影響解析、対策の検討を踏まえ、必要な協議等を行います。</p> <p>また、上記とは別に、事前調査や工事着手前には、適宜近隣住民や関係機関に対して、本市及び事業者で事前説明を行う必要があります。</p>
30	立地条件	11	2	2-3	2-3-1			<p>上記質問について、福山ゴムに対する交渉・調整を過去に実施していない場合、事業開始後の福山ゴムと事業者間の交渉・調整により、補償や工事費増大等の対策が顕在化した場合、それら対策に要する費用は市が負担するとの理解でよいか。</p>	<p>No. 29の回答に示す協議を行った上で、提案時には想定できない事由が発生した場合には、各契約書に定める規定に基づき、設計変更を行う予定です。</p>
31	立地条件	11	2	2-3	2-3-1			<p>「県道260号福山港松浜線など周囲の道路は、交通量が多く、校や公園も近接しているため、施工中は安全対策等について十分な考慮が必要である。」とあるが、流入渠を接続する工事では、車道を占有することになりますが、その期間は全面通行止めにすることは可能との理解でよいか。</p>	<p>本事業の契約締結後に、所轄警察署等との協議により、適切な対応を行ってください。</p>

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
32	雨水系沈砂池原臭濃度	11	2	2-3	2-3-2	⑨		雨水系沈砂池の原臭濃度をご教示願います。	雨水系沈砂池の原臭濃度は、測定していません。
33	洪水浸水深	12	2	2-3	2-3-3			「詳細は入札公告時に示す。」とあるが、津波浸水深及び洪水浸水深は入札公告時に決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	公害防止基準	19	2	2-5	(1)	1) 2)		公害防止基準で、作業時刻が「22時～翌日6時の時間内でないこと」記載があります。法令遵守の観点から、道路使用許可条件が夜間工事となった場合は、夜間作業が可能でしょうか。ご教示ください。	No. 31の回答を参照ください。
35	維持管理時の各種規制	21-22	2	2-5	(2)	1)2)3) 4)		過去において騒音、振動規制及び悪臭、排ガス基準を超えた事例、現況の状況などがございましたらご教示下さい。	過去の規制基準超過事例等は、回答を控えます。
36	臭気指数	22	2	2-5	(2)	3)		当該施設は、下水道施設であり長年の土砂汚泥の蓄積から、想定外の臭気が発生する可能性があります。よって、事前に浚渫等を行う必要があると考えます。現時点での堆積量を提示願います。	現状の維持管理は、定期的にバキュームによる沈砂除去を行っています。このバキューム除去で、除去しきれない堆積量の測定は、行っておりません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
37	周辺住民への事業説明	22	2	2-6	その他			周辺住民への事業説明等の頻度(回数)はどの程度を想定されているのでしょうか。また、資料作成はどの程度を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	設計業務の事前調査時、施工業務の着手時の2回程度を想定しています。また、これ以外にも必要に応じて住民説明を行います。
38	設計業務の対象	23	3	3-1				設計業務の対象に建築工事監理業務が記載されておりません。貴市が工事監理を行うと考えてよいでしょうか。	入札公告時に示します。
39	地質条件	23	3	3-1				「本事業は設計・施工を一体で行う事業であることを鑑み、必要となる調査の一切については、工事請負事業者の責任において実施すること。」とありますが。ここでいう「調査の一切」とは、開示された資料から必要と合理的に判断される調査と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
40	事前調査承諾の期間	23	3	3-2				「事前調査の計画及び実施に当たっては、本市の承諾が必要とする。」と記載があります。最長で資料提出後どの程度の期間で承諾されるのでしょうか。ご教示ください。	基本的には14日以内としますが、事前調査の計画及び実施の内容によっては、この限りではありません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
41	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	①		本ポンプ場は、60年以上前に建設された施設であります。地中内部に障害物及び有害物が認められた場合に、関係機関やその間に工事を中断した費用も含めて貴市の負担責任区分と理解してよいでしょうか。ご教示ください。	入札公告時に示す工事請負契約書(案)に基づき、適正に対応します。
42	地質条件	23	3	3-2	3-2-1	①		事業用地内の土層構成について記載がありますが、Dg2よりも深い位置に不透水層があるのでしょうか。ご教示ください。	提案時における判断等は、事業者側でご判断ください。
43	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	①		「事前調査(被圧水調査(水位、圧力等)も含む。)ではこの点を十分に留意し、調査計画を立案し、実施すること。」とあるが、参考資料に示す既存の調査資料と事前調査結果に大きな差があり、それに伴って、応募者が提案書で示した仮設工事、地下水対策工事、杭基礎工事等の工事費用の増大が発生した場合、設計変更について、市と事業者間での協議・調整することは可能か。	配布資料(参考資料)等を基に、合理的に判断できうる内容ではなく、かつ想定事象と事前調査結果に大きな差がある場合には、設計変更に対して協議対象とします。合理的に判断できうる内容として、地下水を例にとり、本市が想定しているものを以下に示します。 1) 配布資料の参考資料09「地質調査報告書」に示す物理試験結果(粒度試験)により、透水係数が推定でき、地盤の透水性の判断ができます。 2) 新浜ポンプ場の敷地の北北東方向に山地があることから、地下水に被圧を有していることが想定できます。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
44	地質条件	23	3	3-2	3-2-1	②		周辺地盤や地下水への影響を検討するためには、多くの地盤情報が必要になると考えられます。隣接する中央ポンプ場・中央雨水滞水池における地質調査報告書・ボーリングデータを開示ください。	入札公告時に示します。
45	地質条件	23	3	3-2	3-2-1	②		想定される影響として周辺井戸の枯渇等を考慮されています。周辺の井戸の位置・深さなどの情報資料を開示ください。	周辺井戸の情報は、有していません。事前調査において、周辺井戸調査、井戸の水質測定、福山港が隣接していることからEC値（電気伝導度）等の調査が必要になると考えます。提案においては、本回答を踏まえ、一定の調査費用を計上してください。詳細は設計時の協議事項とします。
46	周辺井戸の場所	23	3	3-2	3-2-1	②		「仮設工事において、…周辺井戸の枯渇又は井戸内の水位低下等…地下水汚染等である」とあります。新浜ポンプ場の周辺井戸の場所についてご教示頂けないでしょうか。	No. 45の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
47	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	②		<p>「仮設工事において、地下水低下工法や地盤改良、若しくは薬液注入工法を実施する場合には、周辺環境に対する影響調査を工事実施前、工事途中、工事実施後について、十分に調査を行うこと。」とあるが、参考資料に示す既存の調査資料に基づいて、応募者が提案書で立案した、地下水低下工法や地盤改良、若しくは薬液注入工法が、事前調査の結果により、工法・数量の変更が必要となり、工事費用の増大が発生した場合、設計変更について、市と事業者間での協議・調整することは可能か。</p>	<p>本市の考え方は、No. 43の回答を参照ください。 また、No. 44の回答に示すように近隣施設（中央ポンプ場及び中央雨水滞水池）の土質調査結果を入札公告時に示しますので、これらの配布資料（参考資料）等を基に、ご提案ください。</p>
48	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	②		<p>「なお、想定される影響としては、周辺井戸の枯渇又は井戸内の水位低下等、周辺地盤の沈下挙動、地下水汚染等である。」とあるが、本事業の予定価格・上限価格に、これらの地下水位低下対策、周辺地盤の沈下対策、地下水汚染対策に必要な費用は計上されているか。計上していない場合、事業者提案により、設計変更について、市と事業者間での協議・調整することは可能か。</p>	<p>予定価格の設定については、実施方針の質問・回答書のNo. 25及びNo. 41を参照ください。 設計・施工業務の限度額については、入札公告時に示しますが、かかる限度額の設定と技術提案との差異に対する設計変更は行いません。</p>

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
49	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	②		「想定される影響としては、周辺井戸の枯渇又は井戸内の水位低下等」とあるが、周辺井戸は具体的にどこまでを対象とするか、具体的にご教示下さい。	配布資料（参考資料）から想定できる内容は、No. 43の回答を参照ください。この回答に示す想定を基に、地下水位の影響範囲を検討してください。かかる影響範囲の設定に対して、高度な解析等を実施する場合には、解析内容、期待する事象把握等を応募時の提案書で明記してください。ただし、提案時に高度な解析を実施する必要はありません。 また、上記の内容は、地下水を例に回答したものです。また、地盤変状等についても同様です。
50	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	②		「周辺地盤の沈下挙動、地下水汚染等である。」とあるが、。周辺とはどこまでの範囲をお考えがご教示下さい。	No. 49の回答を参照ください。
51	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	③		「周辺施設の家屋調査計画を立案し実施する」とあります。貴市の許可を得て実施したにも関わらず、家屋調査中に周辺住民より、より精度の高い調査を行うように要望があった場合は、貴市の負担と理解しますがよいでしょうか。ご教示ください。	周辺住民要望に対する対応については、内容を精査した上で、協議対象とします。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
52	施工者の瑕疵の範囲に関して	23	3	3-2	3-2-1	③		「近隣施設の影響については当該工事の影響の有無・・・家屋調査計画を実施すること。」と記載があります。近隣協議において近隣住民等との協議事項であり家屋調査内容（規模、程度、頻度）および影響があった場合の補償（規模、程度、スペック）に関してすべて施工者側が予測し計画立案、実施するというのでしょうか。具体的に施工者側の瑕疵の範囲をお示しください。特に、近隣施設の経年劣化程度で影響程度が懸念されると考えております。	近隣施設の影響については、「既存住宅状況調査方法基準（国土交通省）」を参考に、適正な調査を提案してください。また、当該基準の規定により、劣化事象に対する考え方等の記載もあります。
53	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	③		「近隣施設の影響については」とあるが、近隣施設とはどこまでの範囲をお考えがご教示下さい。	No. 49の回答を参照ください。
54	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	③		「周辺施設の家屋調査計画を立案し、実施すること。」とあるが、周辺施設とはどこまでの範囲をお考えがご教示下さい。	No. 49の回答を参照ください。
55	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	④		「影響される全ての事象」とは、どのような事象を想定されているのでしょうか。明記して頂かないと甲乙対等の入札契約とならないと思われますので、想定される範囲の条件設定をご教示ください。	本事業は仕様発注ではないため、事象の条件設定を本市が行うことはありません。事業者において、立地条件、地質条件等を鑑み、設定してください。本市が想定している事象としては、要求水準書(案) 3-2-1項の②に記載する内容となります。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
56	地質条件	23	3	3-2	3-2-1	④		「当該工事において、影響が想定される全ての事象に対して、必要な事前調査計画を立案し、実施すること。」とあります。「全ての事象」とは、②に記載のある「想定される影響としては、周辺井戸の枯渇又は井戸内の水位低下等、周辺地盤の沈下挙動、地下水汚染等である。」をさすと考えてよいでしょうか。ご教示ください。	No. 55の回答を参照ください。
57	事前調査	23	3	3-2	3-2-1	④		「その他、当該工事において、影響が想定される全ての事象に対して」とあるが、現在、想定されている事象をご教示下さい。	No. 55の回答を参照ください。
58	設計業務手順	24	3	3-3				設計業務手順において、提案書作成段階での最新情報で、設計／事前調査は進めて良いと考えてよろしいでしょうか。仮に、基本設計着手段階で、設計指針の見直し等、考え方の大幅な見直し作業が発生した場合、提案書提出までの最新情報で設計／事前調査を進めて良いと考えてよろしいでしょうか。	本事業の設計業務に対しては、十分な期間を取っています。このため、提案書作成段階で事業者側で先行して設計を進めることを本市は想定していません。
59	設計業務手順	24	3	3-3	②			「詳細設計の一部である基本検討を行い」と記載がありますが、頂いた基本設計検討書を基に詳細設計を行う手順で問題ないでしょうか。	配布資料（参考資料）で配布した基本設計図書は、あくまでも参考として提示したものであり、この内容に準じて、設計を進めることは、当該事業の趣旨に合いません。従って、事業者の技術的能力を活用し、配布した基本設計に囚われることなく、新たに基本検討を行った上で、詳細設計を実施してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
60	適用基準	24	3	3-4	3-4-1			「なお、本事業期間中に関係法令及び基準・仕様等に変更等があった場合には、対応方法について協議を行う。」とあります。入札公告から設計・施工に係る工事請負契約が締結までの間に変更があり、要求水準書と乖離が発生した場合も協議の対象として考えてよいでしょうか。ご教示ください。	関係法令の変更により、要求水準書の変更を余儀なくされる場合は、ご理解のとおりです。 基準・仕様等の変更は、本事業の契約締結後の設計着手時以降で、設計業務が一定の進捗を経た段階での変更であれば、協議対象とします。
61	許可申請	24	3	3-4	3-4-2			「建築確認申請等の許可申請に必要な検討、計算図書の作成、事前協議等の一切は工事請負事業者が行うこと。」と記載されています。本来発注者が責務を行うべき内容もあり、一切とはならないと考えます。一切の範囲をご回答願います。	発注者の責務は、本市が負います。 また、作業の中でも、本市しか行えない作業については、本市が担います。
62	許可申請	24	3	3-4	3-4-2			本ポンプ場内の既存建築物で、新設ポンプ場後も存在するものについては、検査済証はあるという理解でよろしいでしょうか。ない場合は、建築基準法に適合しているか調査が必要になりますが、それは対象外という理解でよいでしょうか。	既存建物の検査済証はあります。
63	会計検査対応の支援	24	3	3-4	3-4-3			「会計検査対応に係る支援を行うこと。」と記載があります。事業者側が設計し施工した範囲内とで考えますがよいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
64	会計検査対応の支援	24	3	3-4	3-4-3			「設計及び施工に係る設計図書及び設計根拠(比較表, 各種計算書, 設計内訳書等)等を作成し提出すること。」とありますが, 本事業の設計内訳書に使用する単価は, 指定がありますか。また, 設計内訳書は, 設計業務の完了時(令和6年3月)でよいか。	入札公告時に詳細を示しますが, 本事業は総価契約単価合意方式を採用します。このため, 内訳書は, 契約締結時に提出し, 詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じた内訳書を提出後, 速やかに, その内容について協議し, 単価合意書を締結するものです。
65	施設配置に関する要件	25	4	4-1	4-1-1			「本ポンプ場への各種搬出入車両や維持管理動線を考慮した最適な施設配置計画を行うこと。」と記載があります。発注者が想定する車両や維持管理に必要な発注者が使用する車両を提示願います。	入札公告時に示します。
66	機能性・維持管理性に関する条件	25	4	4-1	4-1-3	①		「本ポンプ場の動線計画としては, 施工時, 日常的な維持管理, 保守点検時(機器搬出入動線)等を区分し, 効率的な計画とすること。」とありますが, 併設されている松浜ポンプ場の維持管理動線, 搬出入車両サイズ, 搬出入頻度等, 本工事と調整すべき維持管理に関わる条件をご提示ください。	現在の敷地形態は, フェンス等が設置されておらず, 共有の敷地となっていますが, 設計・施工業務においては, フェンス及び双方の門扉等を新たに設置することで, 双方の動線を分離するように要件を追加します。詳細は入札公告時に示します。
67	施工に関する要求水準	25	4	4-1	4-1-3	⑥		「維持管理・運営に必要な設備, 器材倉庫, 連絡通報設備を適切に計画すること。」とあるが, 想定されている必要な設備をご教示下さい。	事業者提案によるものです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
68	施工に関する要求水準	25	4	4-1	4-1-3	⑥		「維持管理・運営に必要な設備，器材倉庫，連絡通報設備を適切に計画すること。」とあるが，本ポンプ場の北側の宿舎は，新ポンプ場の建設に当たり，撤去を計画していますが，撤去に際して，宿舎機能は，市で準備・確保するとの理解でよいでしょうか。	維持管理を継続する上で，現状の宿舎の代替として必要なものの一切は，事業者提案に基づき，事業者負担で設置してください。
69	施工に関する要求水準	25	4	4-1	4-1-3	⑥		「維持管理・運営に必要な設備，器材倉庫，連絡通報設備を適切に計画すること。」とあるが，本ポンプ場の北側の宿舎は，新ポンプ場の建設に当たり，撤去を計画していますが，新設ポンプ場に宿舎の機能を確保する必要はあるでしょうか。	No. 68の回答を参照ください。
70	土木と建築の区分	25	4	4-1	4-1-4	②		「本ポンプ場が複合建造物の土木建造物と定義される場合であっても，建築計画通知に関して，建築指導課へ事前に確認を行い，・・・構造とすること。」と記載があります。事前確認は契約後であるため，指導事項によって追加で発生する費用は，貴市の負担という理解でよいでしょうか。ご教示ください。	土木及び建築の両方の基準を満足する構造として，技術提案を行ってください。
71	土木と建築の区分	25	4	4-1	4-1-4	②		上記の構造分類上，本ポンプ場が…建築計画通知に関して，建築指導課へ事前に確認を行い，…」とありますが，提案時に建築指導課と打合せを行うという理解でよろしいでしょうか。	No. 70の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
72	土木と建築の区分	25	4	4-1	4-1-4	②		上記の構造分類上、本ポンプ場が…建築計画通知に関して、建築指導課へ事前に確認を行い、…」とありますが、提案時に建築指導課と打合せを行った内容が、受注後に変更になった場合には、実施方針添付資料のリスク分担表No.48もしくはNo.51に該当する項目として頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No.70の回答を参照ください。
73	耐震性能に関する要件	26	4	4-1	4-1-5	(1)		「(前略)レベル2地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とする性能を確保する事。」とは具体的にどのような性能でしょうか。	要求水準書(案)2-4-2項に示す基準の中の記載を引用したものであり、レベル2地震動に対する耐震設計として、一般的な設計内容と同じものです。
74	耐津波性能	26	4	4-1	4-1-6	①		本市における水深係数の決定基準はありますでしょうか。ある場合は、ご教示いただけますでしょうか。	水深係数の決定基準はありません。
75	冠水対応時間	26	4	4-1	4-1-6	②		冠水対応時間は72時間以内でよいでしょうか。	事業者提案によるものです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
76	タイムラインの策定	27	4	4-1	4-1-8	②		一体型タイムラインの策定を求められていますが、タイムラインシステムの導入を想定してよろしいでしょうか。	事業者提案によるものです。
77	タイムラインの策定	27	4	4-1	4-1-8	②		タイムラインシステムの導入にあたり、関係者のヒアリングは密に取らせて頂けると考えてよろしいでしょうか。場合によっては、提案書提出前に、市関係者（防災担当）様と協議させて頂ける機会を設けて頂けますでしょうか。	ご質問の機会を設ける場合は、契約締結後の設計業務の着手日以降となります。
78	技術資料の公開について	28	4	4-1	4-1-10			「近隣住民や周辺施設等に影響を与えないよう、以下の内容に留意して、設計・施工を維持管理・運営を実施すること。」と記載があります。隣接するブロック塀などは、影響無しに施工することが困難と考えていますが、影響無しに施工する方法があると発注者は理解され、その予算と施工期間を踏まえて要求水準が作成されていると考えています。その施工方法は一般的な施工方法で確立されていると発注者は認識されていると理解しております。その施工方法を開札終了後に公開願います。公開ができない場合、公開条例に基づき請求することは可能でしょうか。ご教示ください。	4-1-10項で示す要件は、近隣住民や周辺施設等に影響を与えないように留意事項を示したものです。ご質問にある近隣施設のブロック塀に対しては、想定される事象を鑑み、影響を極力抑える工法選択、合理的な施工監理方法（計測施工等）及びかかる是正対策について、事業者提案に期待するものです。 なお、開示請求があった場合は、福山市情報公開条例（平成14年3月26日条例第2号）に基づき、情報公開の是非を判断することになります。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
79	施工に関する要求水準	28	4	4-1	4-1-10			「近隣住民や周辺施設等に影響を与えないよう、」とあるが、近隣および周辺とはどこまでの範囲を想定されているかご教示下さい。	No. 49の回答を参照ください。
80	合流改善対策の向上	28	4	4-1	4-1-11			「合流対策の向上を努力義務として課す」とありますが、現行の合流改善目標を見直すという理解でしょうか。	現行の合流改善目標に対して、更なる向上を期待するという意図で、あくまでも努力義務です。
81	合流改善対策の向上	28	4	4-1	4-1-11			合流対策の向上させるために、新たな施設設備が必要となった場合には、本事業の対象としてよろしいのでしょうか。	本事業は国庫補助金を用いる事業ですので、新たな施設設備を設ける必要はありません。あくまでも本事業で設置する施設・設備の構造上の工夫、又は維持管理上の工夫等によるものです。
82	合流改善対策の向上	28	4	4-1	4-1-11			現状の新浜ポンプ場において、合流改善対策として沈砂池に次亜塩素酸ナトリウムの注入を行っているようですが、注入率、注入量制御方法や使用量の判る運転月報等を参考資料として提示頂けないでしょうか。また、次亜塩素酸ナトリウム以外に対策を実施している場合は、その内容をご教示願います。	次亜塩素酸ナトリウムの注入は、運転1時間当たり20から30Lです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
83	微細塵芥の貯留と処分	28	4	4-1	4-1-11			合流改善で微細な塵芥を雨水放流水から除去すると塵芥の貯留量や処分量が増加しますがよいでしょうか。	問題ありません。
84	合流改善対策の向上	28	4	4-1	4-1-11			合流改善計画書の提供（借用）は可能でしょうか。	入札公告時に示します。
85	省エネルギーに関する要件	28	4	4-1	4-1-9	1		「省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に努めること。」とありますが、排出量の定量的な要求はございますでしょうか。	入札公告時に示します。
86	省エネルギーに関する要件	28	4	4-1	4-1-9	②		環境負荷低減を検討し、「②に示される施設・設備の運転に対して、低廉な維持管理費をなすように努めること」との記載がありますが、現時点の維持管理業務における電気代等は提示頂けませんでしょうか。	配布資料（参考資料）17_新浜Pほか2施設維持管理費（過年度実績）を参照ください。
87	工事用地	28	4	4-2	4-2-1	①		本事業用地のみでは工事用地が不足することが懸念されます。本ポンプ場北東側に位置する福山市公園用地の使用は可能でしょうか。	配布資料（参考資料）02_基本設計検討書（Ⅰ共通編）6-2項施設配置計画を参照ください。現在、北側の隣接する公園用地は、上下水道局所有となっており、事業用地となります。詳細な公函等は入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
88	工事用地	28	4	4-2	4-2-1	①		福山市公園用地を使用可能な場合、使用にあたっての制限があればご教示ください。 (地蔵の移設、復旧等について)	お地蔵様及び祠が設置されている用地は、事業用地外となっています。移設等については、契約締結後の設計着手日以降の協議事項とし、適正な対応（町内会長への説明、閉眼供養、開眼供養等）が必要です。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
89	技術資料の公開について	28	4	4-2	4-2-1	②		「特に土砂崩壊、騒音、振動等によって、近隣施設の建物、門、塀、家屋等の被害をはじめ、地下水位の・・・補償事案が生じない土工仮設及び施工計画において万全な対策を実施すること。」と記載があります。隣接する塀などに補償事案が発生しない施工方法があると発注者は理解され、その予算と施工期間を踏まえて要求水準が作成されていると考えています。その施工方法は一般的な施工方法で確立されていると発注者は認識されていると理解しております。その施工方法については、開札終了後に公開願います。公開ができない場合、公開条例に基づき請求することは可能でしょうか。ご教示ください。	No. 78の回答を参照ください。
90	土木施設に関する要件	28	4	4-2	4-2-1	②		「施工業務は安全、かつ周辺施設及び隣接施設への影響を極力抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等によって、近隣施設の建物、門、塀、家屋等の被害をはじめ、地下水位の揚水等による井戸の枯渇等の補償事案が生じないよう土工仮設及び施工計画において万全な対策を実施すること。」とあるが、要求水準書を満足し、事前調査を行い、適切な工法（市の承認を得た施工方法）でかつ万全な対策と取り施工した結果、近接の建物に被害が発生し、補償事案となった場合、補償は市の負担との理解でよいか。	No. 78の回答を参照ください。
91	土木構造物	29	4	4-2	4-2-2	②		基礎形式は任意となっておりますが、貴市の予定価格で想定されている基礎形式を提示される意向はありますでしょうか。	予定価格の定義については、実施方針の質問・回答書のNo. 41の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
92	一定期間	29	4	4-2	4-2-2	⑤		「一定期間経過後」とは、どの程度の期間を想定されているのでしょうか。明記して頂かないと甲乙対等の入札契約とならないと思われますので、想定される範囲の条件設定をご教示ください。	低発熱コンクリートを採用した場合、土木構造と建築構造で支保工の撤去までの期間が異なります（1週強度と4週強度）。この場合、土木構造物に梁等の自重により、先行応力が入ることで、後日にクラックが発生する場合があります。期間としては、半年から1年間後に発生するという事象を想定しています。この想定を基に、安易に防水塗装を選択しないよう要件として規定したものです。
93	仮設物の残置	30	4	4-2	4-2-3	①		周辺施設への影響低減として、仮設土留材（鋼矢板等）の残置は可能との理解でよろしいでしょうか。また、工事完了後の土留め等残置に伴うリスクは、貴市の負担であると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	技術提案においては、仮設土留材の残置を認めます。実施設計時には、事前調査を行った上で、リスクの有無を検討した上で、設置可否を決定してください。
94	仮設物の残置	30	4	4-2	4-2-3	①		仮設土留材（鋼矢板等）の残置が可能な場合、GL-1.0m程度より上部を撤去すれば良いでしょうか。また、影響が想定される場合は、撤去不要でしょうか。ご教示ください。	事業者提案によるものです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
95	施工者の瑕疵の範疇に関して	30	4	4-2	4-2-3	①		<p>「土留壁設置による～影響を与えないように計画すること。」と記載があります。具体には家屋・建物・ブロック塀等になるかと思いますが、土留施工・掘削によりこれらに沈下・傾斜・移動という仮設影響が考えられます。</p> <p>参考図書から近接物に対して許容値を設定して土留仕様、支保工、地盤改良を計画しますが、この許容値以内に施工できたとしても経年劣化構造物に対してひび割れや扉の開閉場合によっては倒壊（ブロック塀）の可能性があります。その場合の施工者の瑕疵の範疇をお示しいただきませんか。</p>	<p>ご質問の事象は、契約不適合の範疇ではないと考えますが、事前に想定できている事象となります。このため、事業者で想定できる事象を基に、事前調査、必要な解析等を実施した上で、実施設計を行い、施工業務において、必要な対策を講じてください。</p> <p>責任分担の考え方は、実施方針の4-2-1項に示したとおり、リスクが顕在化する場合の責めに帰すべき事由の有無に応じて、本市又は事業者が負担するものです。一方で、以下に挙げる能力の保有者として、民間事業者に期待するものです。</p> <p>①リスクの顕在化をより小さな費用でふさぎえる対応能力 ②リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力</p> <p>本市は本事業において、リスク分担に固執した事業推進に期待しているものではなく、数多くの施工実績を有す民間事業者のリスク想定能力及びリスク対応能力に期待するものです。</p>
96	施工に関する要求水準	30	4	4-2	4-2-3	①		<p>「仮設に関して、土留壁設置による周辺施設および周辺道路等への影響について」とあるが、周辺施設および周辺道路等はどこまでの範囲を想定されているかご教示下さい。</p>	No. 49の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
97	仮設	30	4	4-2	4-2-3	②		仮設工法は任意となっておりますが、貴市の予定価格で想定されている仮設工法を提示される意向はありますでしょうか。	No. 91の回答を参照ください。
98	計測施工の対象	30	4	4-2	4-2-3	③		計測施工について、「地層ごとの層別沈下、層別傾斜、間隙水圧、地表面沈下は、必須の計測項目とし、」と記載がありますが、計測対象となる地層または深さをご提示ください。	事業者提案によるものです。
99	場内雨水排水	30	4	4-2	4-2-4	(1)	①	「事業用地内において、雨水が滞留することのないよう、雨水排水計画を行うこと」とありますが、現施設において特に雨水滞留が発生する場所があれば、参考にご教示願います。	配布資料（参考資料）10_測量調査報告書の地盤形状を参照ください。
100	污水排水	30	4	4-2	4-2-4	(2)	③	隣接する松浜ポンプ場の污水排水に対して、今回設置する污水樹に接続するための切替工事を実施するとあるが、松浜ポンプ場の切替工事も含むという意味でしょうか。その場合、松浜ポンプ場の現況の污水排水状況が解る資料の提供は可能でしょうか。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
101	場内道路	30	4	4-2	4-2-4	(3)	①	「舗装はアスファルト舗装とし、適正な仕様を選定すること」とありますが、既存の路盤構成をご教示ください。	提案時は、以下の舗装構成で提案してください。 1) アスファルト舗装：5cm 2) 上層路盤（粒調砕石）：10cm 3) 下層路盤（再生クラッシュラン）：10cm
102	場内道路	30	4	4-2	4-2-4	(3)	②	道路は十分な強度と耐久性を持つ構造とあるが、想定している交通量はありますでしょうか。また、白線、車線誘導標等の指定はありますでしょうか。	事業者の提案のよるものです。
103	場内道路	30	4	4-2	4-2-4	(3)	③	「本ポンプ場の運転及び維持管理、搬出入車両を考慮して、駐車スペースを設けること。」と記載があります。台数、仕様等は事業者提案でしょうか。設置しないとならないものがあれば、必要な台数、車室寸法をご教示ください。	事業者の提案のよるものです。
104	場内道路	30	4	4-2	4-2-4	(3)	③	駐車スペースを設けることとありますが、駐車車両の台数指定はありますでしょうか。	事業者の提案のよるものです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
105	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	①	「①柵塀は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な仕様を検討すること。ただし、設置高さは1.8m以上とする。」とあるが、隣接する福山ゴムとの間にも、工事後、新たに柵塀を設置するとの理解でよいか。現状、福山ゴムの敷地内にコンクリート塀が設置されている。	ご理解のとおりです。
106	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	①	「①柵塀は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な仕様を検討すること。ただし、設置高さは1.8m以上とする。」とあるが、隣接する松浜ポンプ場との間、福山ゴムとの間に、工事後、新たに柵塀を設置するとの理解でよいか。現状、新浜ポンプ場と松浜ポンプ場の間、福山ゴムとの間に、柵塀やフェンス等はない。	ご理解のとおりです。
107	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	①	「①柵塀は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な仕様を検討すること。ただし、設置高さは1.8m以上とする。」とあるが、福山ゴムとの敷地境界をご教示ください。	提案時は、要求水準書(案)添付資料2の事業用地資料に示す事業用地線としてください。実際の用地境界の確定に当たっては、No.252の回答を参照ください。なお、事業用地については、一部修正がありますので、入札公告時に示します。修正内容はNo.87の回答を参照ください。
108	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	①	「①柵塀は、本ポンプ場の維持管理、防犯上の観点から必要な仕様を検討すること。ただし、設置高さは1.8m以上とする。」とあるが、松浜ポンプ場との敷地境界をご教示ください。	No.107の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
109	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	④	「隣接する松浜ポンプ場との境界を明確とし、双方の動線を確保した上で、」とありますが、現状の門からの出入りは境界を明確にせずに兼用しているように見受けられますが、本事業での整備では、門もそれぞれのポンプ場に二つ設け、敷地の間にも塀を設けて明確にするという主旨でしょうか。貴局の想定されている「境界を明確とし、双方の動線を確保する」イメージをご教示下さい。	本ポンプ場と松浜ポンプ場との境界は、以下に示すとおりです。詳細は入札公告時に示します。 1) 本ポンプ場と松浜ポンプ場との敷地境界にフェンス等を設置してください。 2) 公道側の門扉及びフェンス等は撤去し、新たに門扉を2箇所及びフェンスを復旧してください。
110	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	④	「隣接する松浜ポンプ場との境界を明確とし、双方の動線を確保した上で、必要な門・柵・塀などを設けること。」と記載があります。敷地内の動線を確保することは計画で可能ですが、敷地境界線が決まっている中で、松浜ポンプ場の動線はどのように確保すればよいでしょうか。具体的にご教示願います。(新浜ポンプ場敷地内から2箇所、人が通行可能なW800の門扉をこの場所に設置する等)	No. 109の回答を参照ください。 双方の動線確保については、ご質問の例示の内容等で問題ありません。
111	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	④	「隣接する松浜ポンプ場との境界を明確とし、双方の動線を確保した上で、必要な門・柵・塀などを設けること。」と記載があります。測量平面図を境界ライン上に越境物があります。市の負担で移設等を行うと考えてよいでしょうか。ご教示ください。	双方の敷地及び施設は、本市が所有しているものですので、境界ラインに越境物がある場合は、かかる越境物を避けた形でフェンス等を設置してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
112	門・柵・塀	31	4	4-2	4-2-4	(4)	④	隣接する松浜ポンプ場のとの境界を明確とし、双方の動線を確保することとあるが、敷地境界の位置とポンプ場間の動線は、車両の通行を想定しているのでしょうか。	車両の通行は想定していません。人及び台車による動線確保を想定しています。
113	緑地帯の維持管理対象	31	4	4-2	4-2-4	(6)	②	新浜ポンプ場、北東側に位置する福山市公園用地は事業者の場内整備範囲に含まれるのでしょうか。	No. 87の回答を参照ください。
114	建築施設に関する要件	31	4	4-3				更衣室や中央監視室等の各居室の広さやトイレの個数等の条件が明示されておられません。条件をご提示ください。	各居室の必要性、広さなどは全て事業者提案によるものです。
115	建築施設設計の一般事項	31	4	4-3	4-3-1	①		「建築物は、原則として鉄筋コンクリート構造とする」と記載がございますが、ポンプ室等の大スパン箇所SRC造もしくはPC造としてもよろしいのでしょうか。	問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
116	建築基本方針	32	4	4-2	4-3-2	⑫		「福山市みどりのまちづくり条例」により、敷地及び屋上緑化を考慮すること。」と記載があります。屋上緑化等は事業者提案と考えてよいでしょうか。また、該当するものは、「公共施設緑化基準」と思われますが、仕様が公開されておりません。具体的な最低限の義務をご教示ください。	屋上緑化等は、事業者提案とするよう修正を予定しています。詳細は入札公告時に示します。
117	建築基本方針	32	4	4-3	4-3-2	⑫		「福山市みどりのまちづくり条例」について提案書作成段階で建築指導課様と事前協議を行ってよろしいでしょうか。	関係機関協議は、実施設計時に行ってください。
118	建築基本方針	32	4	4-3	4-3-2	⑫		「屋上緑化を考慮すること」と記載がありますが、周辺環境に配慮し勾配屋根を採用した場合、条例基準の緑化率を満足すれば、屋上緑化を計画しないでもよろしいでしょうか	No. 116の回答を参照ください。
119	建築基本方針	36	4	4-2	4-4-2	(4)	①	「福山地区消防組合火災予防条例に該当する消火設備とする。また、詳細については、所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」と記載があります。事前確認は契約後であるため、指導事項によって追加で発生する費用は、貴市の負担でよいと考えてよいでしょうか。ご教示ください。	関連機関協議は、実施設計時に行ってください。消火設備等の仕様については、入札公告時に示しますので、この仕様に基づき技術提案を行ってください。また、実施設計時に行う関連機関協議により、消火設備の仕様が変更となり、事業費の増減が発生する場合は、入札公告時に示す各契約書等に基づき、適切な対応を行います。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
120	建築機械設備	36	4	4-4	4-4-2	(4)	①	消火設備について「所管消防署と協議を行い、その指導に従うこと」と記載がございますが、提案書作成段階で事前協議を行ってよろしいでしょうか	No. 119の回答を参照ください。
121	関係機関協議	36	4	4-4	4-4-2	(4)	①	関係機関（所轄消防署、市建築指導課等）の協議は、技術提案書の提出の締切り以前に実施して問題ないでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。
122	消火設備	36	4	4-4	4-4-3	(4)	①	「消火設備は、…。また詳細については、所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」とありますが、提案時に所轄消防署と打合せを行うという理解でよろしいでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。
123	消火設備	36	4	4-4	4-4-3	(4)	①	「消火設備は、…。また詳細については、所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」とありますが、提案時に所轄消防署と打合せを行った内容が、受注後に変更になった場合には、実施方針添付資料のリスク分担表No. 48もしくはNo. 51に該当する項目として頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
124	機械設備	40	4	4-5	4-5-2			敷地条件が厳しいため、仮設で沈砂・スクリーンかす施設を設ける場合、この運用期間中、現況の沈砂量、夾雑物量が除去が担保される規模の施設で問題ないでしょうか。	ご質問の内容で問題ありません。詳細は入札公告時に示します。
125	消毒用設備	40	4	4-5	4-5-2			放流水への次亜注入による消毒は必要でしょうか。必要な場合注入率と貯留時間をご教示願います。	現状は行っていません。
126	し渣と沈砂の発生量	40	4	4-5	4-5-2	3)		本ポンプ場の雨水系におけるし渣と沈砂の発生量をご教示願います。	本ポンプ場のしさ及び沈砂発生量を以下に示します。 1) 沈砂発生量：35.6t (2020年度) 2) しさ発生量：0.84t (2020年度)
127	し渣と沈砂の処分法	40	4	4-5	4-5-2	3)		本ポンプ場の雨水系におけるし渣と沈砂の処分方法をご教示願います。	別途委託業務による収集運搬と処分です。
128	し渣と沈砂の処分先受入基準	40	4	4-5	4-5-2	3)		し渣と沈砂の処分先における受け入れ基準をご教示願います。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
129	雨水系粗大物の流入	40	4	4-5	4-5-2	3)		本ポンプ場流入上流側に開水路があるかの有無と最大でどの程度の大きさの流入物があるかご教示願います。	本ポンプ場への流入し、しきとして捕捉されるものとしては、空き缶やタオル等のゴミや木片等があります。特段大きなものの流入はありません。
130	雨水し渣性状	40	4	4-5	4-5-2	3)		雨水系し渣の中にはどのような物がどの程度の割合で含まれているのでしょうか。	しきとして捕捉されるものは、No. 129の回答を参照ください。しきの種類ごとの割合は、把握していません。
131	雨水沈砂性状	40	4	4-5	4-5-2	3)		雨水系沈砂の中にはどのような物がどの程度の割合で含まれているのでしょうか。強熱減量や含水率についてもご教示願います。	No. 130の回答を参照ください。しきの強熱減量や含水率は、把握していません。
132	計量設備	40	4	4-5	4-5-2	3)		ポンプ場内でし渣と沈砂の処分重量を計量する必要があるのでしょうか。処分先での計量で対応可能でしょうか。	本ポンプ場内又は敷地内において、しき及び沈砂の計量は必要ありません。
133	雨水ポンプ設備	40	4	4-5	4-5-3			新設本ポンプ場は海岸に近い位置にありますが、流入水の塩化物イオンを考慮する必要はありますでしょうか。必要な場合、流入水の塩化物イオン濃度に関する情報をご提示可能でしょうか。	No. 12の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
134	雨水ポンプ設備	41	4	4-5	4-5-3	3)	2	「年間を通じて高頻度な降雨に対しては、維持管理性等を考慮したポンプ仕様とすること。」とありますが、検討に必要な降雨データは提示して頂けるのでしょうか。	入札公告時に示します。
135	小降雨時排水量	41	4	4-5	4-5-3	3)	②	年間を通じた高い頻度の降雨に対しては、維持管理性を考慮したポンプ仕様とすることと記載があります。参考資料：基本設計検討書 IV機械編p.2-10の、高頻度降雨4mm/h時に対する流量計算値2.052m ³ /sの算出根拠をご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
136	雨水ポンプ設備	41	4	4-5	4-5-3	3)	5	「ポンプ設備及び原動機の維持管理用として、天井クレーンを設置すること。」とありますが、これをポンプ等の据付工事用に使用しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
137	用役設備	41	4	4-5	4-5-5			「形式は任意」「材質は任意」とありますが、任意に選定した形式が、機械設備機器標準仕様書に該当する形式であった場合は、標準仕様書に準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	機械設備機器標準仕様書記載の機器であっても、優れた機器、形式又は材質等であれば、問題ありません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
138	用役設備	41	4	4-5	4-5-5	4)		燃料貯油槽の貯留容量については、所轄消防署と協議を行い」とのことですが、技術提案書の提出までに必要に応じて、所轄消防署等の関係機関・部局との事前協議は実施可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。
139	所轄官庁及び所轄消防署との事前協議	42	4	4-5	4-5-5	(4)	③	「燃料貯油槽は、自家発電設備と共有すること。なお、貯留容量については、所轄消防署と協議を行い、適切なものとし、かつ4-6-3項に示す非常用自家発電設備計画と整合を図ったものとする。」と記載がありますが、技術提案書提出前に所轄消防署及び所轄官庁と事前協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。
140	用役設備	42	4	4-5	4-5-5	4)	1	「用役設備の貯留容量は、停電実績、降雨実績を基に、最適な規模とすること。」とありますが、既設本ポンプ場等の本施設近隣での停電実績、降雨実績について、参考資料をご提示頂けるのでしょうか。	想定する停電実績は、非常用自家発電設備の運転時間と合わせ12時間以上としてください。また、降雨実績については、入札公告時に過去の降雨実績を示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
141	配管弁類	42	4	4-5	4-5-6	4)	2	十分なクロスコネクション防止策を施しますが、事前公表資料にない事項が要因となったクロスコネクションについては、責任(賠償費用や再工事費用等の費用負担を含む)は事業者側にはないという理解でよろしいでしょうか。	クロスコネクションは、事前公表資料にないという事由を基に、事業者の免責が免除されるものではありません。
142	ICTの積極導入	43	4	4-6	4-6-1	④		「ICTを積極的に導入し、事業者の効率化や省人化に伴うコスト縮減等を提案行うこと」との記載をして頂いていますが、事業者により、ICT導入による自動化、人材の最適化等を積極的に検討していく際、自治体担当者のセキュリティに関する受入も非常に重要な要素となります。事業者サイドで十分なセキュリティ対策を行った上で、事業者は積極的なICTの導入を認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	一般事項	43	4	4-6	4-6-1	④		「ICTを積極的に導入し」と記載がありますが、導入した際のランニングコストは維持管理費に含まれるのでしょうか。	ICT導入に係るランニングコストは、維持管理費に含まれます。 ICT設備投資コスト、省人化及びICT導入に係るランニングコストを考慮し、ライフサイクルコストが最適となる提案を行ってください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
144	非常用自家発電設備	44	4	4-6	4-6-3		3)	運転時間が12時間以上と記載されていますが、ポンプ場で確保すべき燃料の貯蔵量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	非常用自家発電設備	44	4	4-6	4-6-3	1)		「原動機は、ディーゼル機関又はガスタービン機関とする。」と記載がありますが、基本設計検討書ではディーゼル期間が採用となっています。他の項目の型式についても基本設計書で決められていますが、基本設計書からの変更も良いという理解でよろしいでしょうか。	No. 59の回答を参照ください。
146	不可抗力によるリスク分担	45	4	4-6	4-6-6	1)	②	「リスク分担において、「計画雨量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」の原因究明を目的に、事業者は敷地内に雨量計、降雨強度計を設置するとともに、ポンプ排水状況を明確にするために必要となる水位計等を設置」と記載頂いていますが、これらの対応を実施した場合、実施方針添付資料2に示されているリスク分担表の不可抗力部分は、事業者責任による維持管理での問題事項以外の責任は、市側の責任負担と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力の想定については、ご質問の事項に限定されません。
147	ITV装置の機器	45	4	4-6	4-6-7			ITV装置は、特に場外系の小規模施設においては、専用機器ではなくWEBカメラ等の汎用品で構成可能との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
148	ITV装置 設置計画	45	4	4-6	4-6-7	3)	①	「本事業におけるITV装置の設置の主目的は、スクリーン等の監視を行うことによる省人化である。これを踏まえ、ITV装置の計画を行うこと」と記載頂いていますが、各施設でのITV装置の設置台数、監視目的等は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	I T V装置	45	4	4-6	4-6-7	3)	②	ITV設備の設置は必須事項でしょうか。設置必須の場合、対象機場は新浜ポンプ場のみでしょうか、それともその他機場も対象となりますでしょうか。 対象となる場合、本事業の対象機場は第1フェーズの維持管理対象機場であり、第2フェーズ以降の対象機場へのITV設置費用は本事業の費用に含まないと考えてよろしいでしょうか。	ITVの設置は、事業者の提案によるものです。設置の対象は、本ポンプ場ほか2施設のみで、その他の既設ポンプ場は対象外です。ただし、第2フェーズにおいて委託レベルのレベルアップを予定しています。詳細は入札公告時に示します。
150	ITV装置について	45	4	6-7	4-6-7	3)		ITV装置設置の目的はスクリーンの監視であり、塵芥等の除去は別途実施との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	監視におけるICT 活用	46	4	4-6	4-6-8			ICT活用として、監視データを遠方監視のほか、運営・維持管理を目的としたデータ解析等に活用可能との理解でよいか。	ご理解のとおりです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
152	監視制御設備	46	4	4-6	4-6-8		3)	本ポンプ場に設置する監視制御設備に順次監視制御項目を取り込むと記載されていますが、施設規模を検討できる資料は提示していただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
153	監視制御設備	46	4	4-6	4-6-8	2)	③	「本市及び第三者がデータを有効活用」とは具体的にどのような活用を想定していますでしょうか。	本事業のモニタリングに活用することを想定しています。
154	監視制御設備	46	4	4-6	4-6-8	3)	①	「遠方から本ポンプ場の監視制御を行うことができる」とは、どこからの監視制御を想定していますでしょうか。また、新浜ポンプ場には非常駐でいいということでしょうか。	遠方の設定は、事業者提案によるものです。新浜ポンプ場の常駐、非常駐に対する本市の想定は、入札公告時に示します。
155	監視制御設備	46	4	4-6	4-6-8	3)	④	本事業における監視制御対象機場は新浜ポンプ場のみとし、中央ポンプ場、中央雨水滞水池、その他施設は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。新浜ポンプ場以外の施設の監視制御が本事業の対象である場合、各機場の既設図面の借用は可能でしょうか。	本事業における監視制御設備を設置する施設は、本ポンプ場のみです。第2フェーズ以降に、本ポンプ場に設置する監視制御設備に順次監視制御項目を取込んでいく計画です。なお、第2フェーズ以降の取込みに係る投資（設計及び施工）については、別途本市が負担します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
156	監視制御設備	46	4	4-6	4-6-8	3)	④	第2フェーズ以降に追加される維持管理対象施設も全て監視制御の対象でしょうか。	監視のみ又は監視制御の対象です。
157	自動通報装置	46	4	4-6	4-6-9			自動通報装置による通報方法は、主に電話による音声通報を行うとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
158	自動通報装置	46	4	4-6	4-6-9			本ポンプ場に設置する自動通報装置は、市が所有する親局に対応する仕様ものを準備するとの理解でよいか。なお、親局の機器情報は別途ご教示下さい。	前者の質問はご理解のとおりです。後者については、入札公告時に示します。
159	自動通報装置	46	4	4-6	4-6-9		4)	自動通報装置の機器仕様は提示していただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
160	自動通報装置	46	4	4-6	4-6-9	4)	①	「本ポンプ場の異常等は、本市が所有する自動通報装置の親局へ通報すること。」との記載がありますが、自動通報装置の仕様をご教示願います。	入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
161	自動通報装置	47	4	4-6	4-6-9	4)	①	自動通報装置親局の既設メーカーを教示ください。	入札公告時に示します。
162	自動通報装置	47	4	4-6	4-6-9	4)	②	本事業における自動通報装置設置対象機場は新浜ポンプ場のみとし、中央ポンプ場、中央雨水滞水池、その他施設は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。新浜ポンプ場以外の施設の自動通報装置設置が本事業の対象である場合、各機場の既設図面の借用は可能でしょうか。	本事業における自動通報装置を設置する施設は、本ポンプ場のみです。第2フェーズ以降に、順次対象施設を追加する計画です。なお、第2フェーズ以降の追加に係る投資（設計及び施工）については、別途本市が負担します。
163	自動通報装置	47	4	4-6	4-6-9	4)	②	第2フェーズ以降に追加される維持管理対象施設も全て、自動通報の対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
164	撤去対象施設	48	4	4-7	4-7-1	(1)		既設本ポンプ場の撤去対象物で、既設構造物の杭が新設構造物に支障とならない場合、既設の杭を残置することは可能でしょうか。ご教示ください。	原則として、全ての既設構造物（基礎杭含む。）は撤去対象となります。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
165	撤去工事手順	48	4	4-7	4-7-1	(1)		既設ポンプ場における撤去対象物①～⑥が記載されているが、撤去対象施設の施設名称だけでなく、その構造・規模、竣工年などの詳細な情報をご教示ください。例えば、構造物であれば、構造・形状寸法の詳細情報、ポンプ設備であれば、ポンプ形式、口径、容量、揚程、出力などの詳細情報をご教示ください。	構造及び規模は、配布資料（参考資料）13_本ポンプ場ほか2施設（既設図面）を、竣工例は配布資料（参考資料）02_基本設計検討書（I 共通編）を参照ください。
166	撤去工事手順	48	4	4-7	4-7-1	(1)		「既設本ポンプ場における撤去対象物は、以下に掲げるとおりとする。」とあり、既設ポンプ場における撤去対象物①～⑥が記載されているが、それ以外の構造物や設備が、全撤去もしくは部分撤去となった場合、設計変更の対象となるとの理解でよいか。	主要な撤去対象物は、①から⑥となりますが、施設内に格納されているプラント設備や建築設備等の一切も対象となります。詳細は入札公告時に示す撤去対象範囲図を参照ください。
167	撤去工事手順	48	4	4-7	4-7-1	(1)		既設ポンプ場における撤去対象物①～⑥が記載されているが、流入渠、分水施設、放流渠の全撤去もしくは部分撤去は本事業の対象外との理解でよいか。 流入渠、分水施設、放流渠は、新設する沈砂池やポンプ棟との接続が必要となるため、部分撤去や改造が予想される。流入渠、分水施設、放流渠の構造・規模、竣工年などの詳細な情報もご教示ください。	撤去対象の詳細は、入札公告時に示す撤去対象範囲図を参照ください。 また、既設構造物の改造が必要となる施設についても、入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
168	撤去対象施設	48	4	4-7	4-7-1	(1)	①	撤去対象施設に既設宿舎が入っています。現在の宿舎と同等の施設を改築工事中(仮設)を含め建設をお願いします。現在の宿舎にあり、今後も必須のものを列記致します。仮眠室6畳強、シャワー室、給湯室6畳程度(食事をとるための机等を設置)エアコン、トイレ、駐車場5台	No. 68の回答を参照ください。
169	撤去工事手順	48	4	4-7	4-7-1	(2)	②	「撤去工事に当たっては、2-1-2項の(2)の計画雨水量及び沈砂池の水面積負荷を既設同等の能力を確保しながら段階的に行うこと。」とありますが、梅雨や台風などの大雨の少ない非出水期(湧水期)において、雨水ポンプ設備の切替えや設備点検・更新時により一時的に計画雨水量や水面積負荷が一時的に既設能力を下回るということについて、事業者と市で協議可能か。	協議対象としますが、梅雨や台風などは非出水期には該当しません。
170	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「撤去工事に当たっては、…特に、土砂崩壊…、井戸の枯渇等の保証事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと。」とありますが、事前調査後に必要になった仮設対策については、実施方針添付資料のリスク分担表No. 42に該当する項目として頂けるという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
171	仮設対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「補償事案が生じないように事前調査を行う」とありますが、本来の地元対応リスクは、貴市が発注者責任として担う責務があると考えます。発注者責任の範囲をご教示ください。	ここで規定するものは、周辺環境及び周辺施設に影響を与えないよう事前調査を実施した上で、必要な仮設対策を講じて施工を行うことを求めたものであり、地元対応リスクに対する要件を定めていません。
172	仮設対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「補償事案が生じないように事前調査を行う」とあります。対象となる地元は、発注者としてどの範囲が明確にご教示ください。	仮設対策を設定した上で、地下水及び地盤変状等に対する影響解析を実施して、影響範囲を設定してください。
173	仮設対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「補償事案が生じないように事前調査を行う」とあります。補償事案の想定を発注者として想定されていることをご教示ください。	想定する事象としては、要求水準書(案)3-2-1項の②を参照ください。
174	仮設対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「補償事案が生じないように事前調査を行う」とあります。事前調査で、補強等が必要となった場合は、明らかな条件変更ですので、発注者の責務で補修工事を実施して頂けると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	配布資料(参考資料)等を基に、合理的に判断できる内容ではなく、かつ想定事象と事前調査結果に大きな差がある場合には、設計変更に対して協議対象とします。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
175	仮設対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「補償事案が生じないように事前調査を行う」とあります。事前調査で、近隣家屋の建替えなどが必要となった場合は、明らかな条件変更ですので、発注者の責務で実施して頂けると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	No. 174の回答を参照ください。
176	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと」とあるが、本事業契約以降に事前調査を行った後に、提案段階で想定していなかった仮設対策が別途必要となった場合、設計変更の対象となるか。	発生した事象を把握した上で、設計変更に対して協議対象とします。
177	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと」とあるが、本事業において、隣接する福山ゴムの塀、建物への工事中の影響や補償事案が想定される。福山市として、福山ゴムとの事前協議を実施しているか。	個別の協議は実施していません。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
178	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと」とあるが、本事業において、事業予定地北側の事業用地の隣接する福山ゴムの塀、建物への工事中の影響や補償事案が想定される。福山ゴムの塀、建物の影響低減や補償などの費用、本事業の費用算出に大きく占めるため、応募者で事前に、福山ゴムとの協議を行うことは可能か。	周辺環境、周辺施設及び周辺企業等に対して、事前調査や協議を行うことは認めません。
179	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように事前調査を行った後、必要な仮設対策を講じた上で、施工を行うこと」とあるが、福山ゴムと応募者が事前協議できない場合、塀、建物の影響低減や補償などの費用算出が困難となるため、提案段階で想定していなかった必要な仮設対策が別途必要となった場合、設計変更の対象となるとの理解でよいか。	発生した事象を把握した上で、設計変更に対して協議対象とします。
180	周辺影響及び環境対策	48	4	4-7	4-7-1	(3)	③	「撤去工事に当たっては、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。」とあるが、周辺環境はどこまでの範囲を想定されているかご教示下さい。	No. 49の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
181	仮設対策	48	4	4-7	4-7-2	①		「3-2項の事前調査に加え、撤去工事において必要となる調査（アスベスト調査（土木、建築、建築機械及び建築電気設備、プラント機械、プラント電気設備等を含む。）等）を実施すること。」と記載があります。入札までに予期できない項目については、発注者の責務で実施して頂けると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	見積書においては、配布資料（参考資料）13_本ポンプ場ほか2施設（既設図面）により、想定される概算数量を計上してください。事前調査においては、本市と協議の上、調査の程度を決定し、調査結果を基に、必要に応じて設計変更の協議事項とします。
182	事前調査	48	4	4-7	4-7-2	①		「撤去工事において必要となる調査（アスベスト…）等）を実施すること。」とありますが、現時点でアスベスト含有物を把握されているようであれば、ご教示ください。	アスベスト調査は、実施しておりません。No. 181の回答を参照ください。
183	アスベスト含有物・PCB含有物の対策費用負担	48	4	4-7	4-7-2	①		基本契約締結後に実施するアスベスト・PCB調査等の事前調査により、貴局と事業者の双方で把握できていないアスベスト・PCB含有物等が判明した場合、対策費用の負担については協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 181の回答を参照ください。
184	事前調査	48	4	4-7	4-7-2	②		「撤去工事において、ダイオキシン類濃度…実施すること。」とありますが、現時点でPCB含有物を把握されているようであれば、ご教示ください。	PCB含有物の調査は実施していません。No. 181の回答を参照ください。アスベストと同様の精算方法を取ります。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
185	事前調査	49	4	4-7	4-7-2		①	事前調査は、各契約の締結後に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	仮設対策	49	4	4-7	4-7-2		③	「撤去工事に関する調査、検査、分析等の一切は、工事請負事業者において行い、工事請負事業者の負担とする。」と記載があります。アスベスト調査対象範囲が明確でないため、一切の責任を請負者が取るためには、アスベストがあると推定される調査範囲をどの範囲か明確な情報が必要となります。施設全体となると相当なコストとなることが予想されますがその費用が積み上げられていると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	No. 181の回答を参照ください。
187	既設本ポンプ場の撤去工事	49	4	4-7	4-7-3			貴局で把握されている既設盤内におけるPCB含入機器をご教示ください。変圧器は油入で1973年製であれば、微量のPCBが含入されていると思慮致します。該当の処理は貴局側との理解でよろしいでしょうか。	No. 184の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
188	費用負担	49	4	4-7	4-7-3	②		「ただし、事前調査不足と考えられる項目、内容については、その限りでない。」と記載があります。現地調査が出来ず図面等の配布資料からの想定できない撤去数量の増は、発注者負担と考えてよいでしょうか。 また、アスベスト数量が明示されていない中で、アスベストが発見された場合、撤去費用や処分それに係る一切の負担は発注者側と考えてよいでしょうか。ご教示ください。	No. 181の回答を参照ください。
189	既設本ポンプ場の撤去工事	49	4	4-7	4-7-3	②		「撤去工事において、…ただし、事前調査不足と考えられる項目、内容については、その限りではない。」とありますが、貴市が想定する事前調査不足と判断する起点はどの時点かご教示ください。	No. 181の回答を参照ください。
190	既設本ポンプ場の撤去工事	49	4	4-7	4-7-3	②		「撤去工事において、…ただし、事前調査不足と考えられる項目、内容については、その限りではない。」とありますが、事業者は、契約後でないと事前調査は行うことができないため、貴局開示資料から想定でご提案を行います。調査を行う箇所の想定は事業者責任ですが、調査の結果による対応費用は、貴局負担という理解でよろしいでしょうか。	No. 181の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
191	既設本ポンプ場の撤去工事	49	4	4-7	4-7-3	④		「撤去工事にあたって、アスベストの…処分すること。」とありますが、事業開始後の事前調査時にアスベスト含有物が確認された場合の対策費用等については、設計変更対象と考えますがよろしいでしょうか。	No. 181の回答を参照ください。
192	費用負担	49	4	4-7	4-7-3	⑥		想定している処分先をご教示ください。また、現地石膏ボードの推定量をご教示ください。図面等提示されていないものは発注者負担と考えてよいでしょうか。ご教示ください。	本市で想定している処分先はありません。No. 181の回答を参照ください。
193	既設本ポンプ場の撤去工事	49	4	4-7	4-7-3	⑦		「解体撤去工事で発生する廃棄物を処理、処分する場合は…確実に保管すること。」とありますが、事業開始後の事前調査時にPCB含有物が確認された場合の保管対策費用等については、設計変更対象と考えますがよろしいでしょうか。	No. 184の回答を参照ください。
194	試運転	50	4	4-8	4-8-1	(1)		試運転及び性能試験に使用した用水は系外へ排出できるものと考えて宜しいでしょうか。	協議事項とします。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
195	性能試験	50	4	4-8	4-8-1	(2)		ここでいう「性能試験」とは、現場で行う試験を指すのでしょうか。その場合、ポンプ性能など現場では測定できない機器性能については、工場検査成績書での確認で宜しいのでしょうか。	現場では行えない性能試験については、工場検査での測定で構いません。
196	試運転	50	4	4-8	4-8-1	(2)	⑦	「本施設の完成後、～実降雨を対象とする運転を実施すること。～承諾を得た後に本施設を本市に対して引き渡しを行うものとする。」とありますが、この場合、ポンプ場の供用開始時期が天候に左右される形となり、技術提案による工期短縮の効果が薄まる懸念もあります。実降雨を対象とする運転の実施時期について、見直しをお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
197	対象施設の業務範囲	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1「対象施設の業務範囲」において、「本ポンプ場等(委託レベル3)」と記載がありますが、その対象範囲は1章1節3項用語の定義に記載の「本ポンプ場ほか2施設」との理解で正しいのでしょうか。	No.198の回答を参照ください。
198	対象施設の業務範囲と委託レベル	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1「対象施設の業務範囲」において、「本ポンプ場等(委託レベル3)」と記載がありますが、既設新浜ポンプ場ほか2施設の委託レベル：レベル1、新設新浜ポンプ場ほか2施設の委託レベル：レベル3との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札公告時の要求水準では、以下のとおり修正します。なお、以下に示す「等」は、場内整備を含むものです。 1) 既設本ポンプ場等ほか2施設：委託レベル1 2) 新設本ポンプ場等ほか2施設：委託レベル3

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
199	業務内容	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1において、その他の既設ポンプ場とありますが、各ポンプ場の委託期間（フェーズなど）をご教示ください。	その他の既設ポンプ場の定義（対象フェーズを含む。）は、要求水準書（案）1-3項の⑨を参照ください。
200	委託レベル	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1対象施設の業務範囲の中で、⑥危機管理業務のその他既設ポンプ場（委託レベル1）は「-」となっているが、第1フェーズの対象施設の危機管理業務は対象外で、第2フェーズの対象施設を追加されるとの理解でよいか。	その他の既設ポンプ場の委託レベル1の業務範囲として、フェーズ1より⑥の危機管理業務を含めるよう修正します。
201	委託レベル	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1対象施設の業務範囲の中で、P55の(3)緊急時運転業務の項目が記載されていないが、記載漏れでしょうか。入札公告時には、表5-1対象施設の業務範囲に③緊急時運転業務を追加願います。	緊急時運転業務は、①運営及び運転業務に含まれます。5-5-1項については、記載方法を再考し、入札公告時に示します。
202	委託レベル	53	5	5-1	5-1-3	(2)		表5-1対象施設の業務範囲の中で、P55の(3)緊急時運転業務の項目が記載されていないが、記載漏れでしょうか。表5-1対象施設の業務範囲に③緊急時運転業務がないため、緊急時運転業務は、その他既設ポンプ場を対象としないとの理解でよいか。	No. 201の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
203	業務内容	53	5	5-1	5-1-3	(2)		ICTの導入は提案対象ではあるが、実施は本事業の対象外で別途発注と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	対象施設の業務範囲	53	5	5-1	5-1-3	(2)		その他の 既設ポンプ場「②保守点検業務」の実施主体はどこになりますでしょうか。ご教示下さい。また、詳細資料の提供をお願いします。	その他の既設ポンプ場の委託レベル1の業務範囲として、フェーズ1より②の保守点検業務を含めるよう修正します。
205	対象施設の業務範囲	53	5	5-1	5-1-3	(2)		「※3_5-5-1項の(7)に示す①及び②を対象とする。」とあるが、その他の 既設ポンプ場の運転時間を確認する手法をご教示下さい。	入札公告時に示します。
206	対象施設の業務範囲	53	5	5-1	5-1-3	(2)		P55にある「緊急時運転業務」が業務範囲にて示されていませんが業務範囲に入るのでしょうか。ご教示下さい。	No. 201の回答を参照ください。
207	業務の履行	54	5	5-4	②			既存の維持管理者が保有する運転マニュアルについて全てを引き継ぐとありますが、引き継ぐ資料を開示頂けませんでしょうか。	No. 20及びNo. 22の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
208	予防保全の導入	54	5	5-4	④			「維持管理・運営事業者は、本ポンプ場ほか2施設及びその他の既設ポンプ場の構造、性能、周辺状況などを熟知し、運転に精通するとともに、常に創意工夫を持って業務改善に努め、予防保全により事故・故障を未然に防ぐよう努めること」と記載頂いていますが、予防保全の手法として、ICTの積極導入は事業者提案として受け入れて頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ICT設備投資コスト、省人化及びICT導入に係るランニングコストを考慮し、ライフサイクルコストが最適となる提案を行ってください。
209	運転業務	55	5	5-1	5-5-1	(2)		運転業務各設備の運転操作の具体的な内容、基準、頻度をご教示下さい。	運転業務各設備の運転操作の具体的な内容については、2-2-3項(2)1)に示す引継期間に調整してください。
210	緊急時運転業務	55	5	5-1	5-5-1	(3)		(3)緊急時運転業務において、「受注者は、緊急事態に対し発注者より本ポンプ場等への出勤要請があった場合、その要請があった時間から、速やかに対応可能とするため、複数名の従業員を選任しておくものとする。」とあるが、本ポンプ場等とは、本ポンプ場、中央ポンプ場、中央雨水滞水池を対象とし、その他既設ポンプ場は対象としていない理解でよいか。	台風及び大雨時等の異常気象時を対象とする緊急事態に本市から出勤要請があった場合には、本ポンプ場のみに人員を配置し、本ポンプ場ほか2施設に対する運転準備を行い、適宜運転を開始してください。また、その他の既設ポンプ場は、基本的に自動運転のため、台風及び大雨時でも現地への出勤要請を本市がかけるものではありません。ただし、スクリーンの閉塞等により排水機能の低下が想定される場合は、本ポンプ場を管理拠点として、適時維持管理・運営事業者の判断で出勤してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
211	緊急時運転業務	55	5	5-1	5-5-1	(3)		緊急時運転業務の具体的な内容、基準、頻度をご教示下さい。	緊急時運転業務の具体的な内容及び基準は、要求水準書の規定のとおりです。また、頻度については、No.212の回答を参照ください。
212	緊急時運転業務	55	5	5-5	5-5-1	(3)		「台風等異常気象時及び大雨のおそれがあるときは」とあるが、大雨の定義がわかりません。大雨とはどのような状態のことでしょうか？例えば天気予報で1時間あたり10mm以上など何か指標をご教示ください。	入札公告時に示します。
213	緊急時運転業務	55	5	5-5	5-5-1	(3)		「台風等異常気象時及び大雨のおそれがあるときは」とあるが、過去3ヶ年の大雨のおそれのあった日数をご教示ください。 (実際に大雨の降った日数ではなく、あそれのあった日数です)	入札公告時に示します。
214	緊急時運転業務	55	5	5-5	5-5-1	(3)		「その他の既設ポンプ場」の運転管理業務は個人と市直営で実施中ですが、個人の契約先、契約内容(金額含む)をご教示ください。	No.25の回答を参照ください。 なお、情報開示方法は、以下に掲げる内容を予定しています。 1) 本事業の入札参加資格通過者を対象とします。 2) 情報開示時期は、入札参加資格審査の結果の通知日以降とします。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
215	緊急時運転業務	55	5	5-5	5-5-1	(3)		第4フェーズ時の施設は合計54施設となります。現状の54施設における維持管理の人員は何名(通常時と緊急時)か、ご教示ください。また、将来の54施設における維持管理の人員は何名(通常時と緊急時)を想定しているか、ご教示ください。	第2フェーズ以降については、前段のフェーズ期間中において、取込み施設数、投資するICT設備等、その時点の維持管理体制等を考慮し、検討した上で、取込み対象施設を決定します。このため、今回の事業範囲外の現時点の維持管理体制については、回答を控えます。
216	緊急時運転業務について	55	5	5-5	5-5-1	(3)	③	「・・・想定される全てに対する被害や影響、措置の内容を速やかに本市へ報告するものとする。」とありますが、ここでいう全てとは、今回事業にて建設・設置した構造物、設備が対象であり、今回事業外設備や2次被害は含まないと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書(案)5-1-1項に示す対象施設であり、本事業の維持管理・運營業務で対象となる本ポンプ場ほか2施設とその他の既設ポンプ場が対象となります。
217	緊急時運転業務	55	5	5-5	5-5-1	(3)	④	「複数名の従業員を選任」とありますが、同時に出勤要請がかかるポンプ場等は最大何か所でしょうか。ご教授願います。	No. 210の回答を参照ください。
218	維持管理・運営に関する要求水準	55	5	5-5	5-5-1	(3)	④	「緊急事態に対して発注者より出勤要請があった場合、速やかに対応可能とするため、複数名の従業員を選任しておく。」とあるが、速やかには具体的にどの程度の時間を想定されておりますか。	本市から出勤要請を出す場合は、気象庁等の降雨予想等により、降雨発生予想の相当前に要請をかけます。時間としては、3時間から12時間程度とご理解ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
219	保守点検業務	55	5	5-5	5-5-1	(4)	⑨	各種法令点検はクレーン等安全規則による荷重試験，消防法による地下タンクの漏洩検査が対象との理解で宜しいでしょうか。	5-1-1項に示す対象施設に対して，必要となる法令点検を全て含むものです。また，No.204の回答に示すように，その他の既設ポンプ場の業務範囲として，表5-1に示す保守点検業務を追加するように要求水準書を修正します。
220	保守点検業務	56	5	5-1	5-5-1	(4)	⑥	本ポンプ場及び中央ポンプ場に格納する自家用電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（電気主任技術者の選任を含む）の外部委託は可能でしょうか。ご教示下さい。	可能です。
221	修繕業務	56	5	5-1	5-5-1	(5)		定期修繕および大規模修繕は計画の立案のみが本事業の対象であり，実施は別途発注範囲と考えてよろしいでしょうか。	委託レベル3の対象施設は，定期修繕，大規模修繕及び突発的故障修繕も業務範囲となります。
222	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	④	「複数名で実施し」とありますが，点検の種類や内容によっては，1名で行ってもよろしいでしょうか。	保守点検業務は，原則複数名での実施としますが，簡易な目視確認のみである場合には，この限りではありません。ただし，1人で行う場合は，業務履行計画書にその旨を明確に記載してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
223	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	⑤	改めて保安規程を定めるため、保守点検対象施設の全ての既存の保安規程をご開示いただけませんか。	入札公告時に示します。
224	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	⑥	電気保安監督対象施設は本ポンプ場と中央ポンプ場だけでしょうか。	電気事業法に基づく電気保安管理対象施設は、本ポンプ場と中央ポンプ場になりますが、中央雨水滞水池及びその他の既設ポンプ場も電気保安管理施設として、電気主任技術者を選任し、管理を行ってください。
225	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	⑥	電気保安監督対象施設は本ポンプ場と中央ポンプ場以外の施設があれば施設詳細をご教示ください。	No. 224の回答を参照ください。
226	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	⑦	既設ポンプ場に必要消耗品について、すでに市殿にて保管されている用品を流用させて頂くことは可能でしょうか。	本市で保管する消耗品類の流用は想定していません。事業者側で準備してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
227	保守点検業務	56	5	5-5	5-5-1	(4)	⑦	既設ポンプ場に必要消耗品について、すでに市殿にて保管されている用品リストを開示頂けませんでしょうか。	No. 226の回答を参照ください。
228	修繕業務	56	5	5-5	5-5-1	(5)	①	「現場で対応可能なものについては速やかに修繕を実施、機能回復を図る」とありますが、部品等を交換する場合で納期等時間を要するものの対応は協議可能でしょうか。	協議事項とします。
229	修繕業務について	56	5	5-5	5-5-1	(5)	①	「・・・現場での修繕で対応可能なものについては、速やかに修繕などを実施し、その機能回復を図ること。」とありますが、現場修繕可否の判断は、専門的知見をベースとした事業者側の判断と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	修繕業務	56	5	5-5	5-5-1	(5)	④	1件当たりの130万円(税込み)は、事業者の見積りによる金額でよろしいでしょうか。	基本的には、維持管理・運営事業者からの見積りによる金額としますが、適宜金額の精査を行い、協議を行うこととします。
231	修繕業務	56	5	5-5	5-5-1	(5)	⑤	イの定期修繕は機能「確認」の為に点検整備、エの大規模修繕は機能「保全」の為に予防保全整備との理解で宜しいでしょうか。	定期修繕は、事業者が定める一定の期間ごとに行うもので、予防保全整備を含むものです。大規模修繕は、経過年数、劣化状況、予防保全整備結果、性能低下等の情報を基に、根幹部品等を対象として、機能維持又は機能回復を目的に行うものです。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
232	修繕業務	57	5	5-5	5-5-1	(5)	⑤	「年度別修繕計画に基づき適切な維持管理と運転が行われた結果、想定どおりの劣化などの事象が確認され、修繕の必要性が本市及び維持管理・運営事業者の双方で合意に至った場合に、実施できることとする。」とありますが、年度別修繕計画に係る評価方法等について、ご教示頂けないでしょうか。①年度別修繕計画書への記載コストは保証値ではないとの理解で宜しいでしょうか。②貴市からの合意が得られず修繕実施が困難となった場合、以降の性能保証は貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご質問の回答を以下に示します。 ①保証値ではありません。あくまでも概算金額です。 ②経過年数、劣化状況、協議に至った事象及び運転状況（異音、振動、騒音等の運転動画含む。（5-5-1項（6）））等に基づき合理的に判断を行うため、本市の主観的判断により合意しないということはないと考えています。
233	修繕業務	57	5	5-5	5-5-1	(5)	⑦	下水道ストックマネジメント計画に必要となる基礎資料について具体的な資料をご教示ください。	各種業務書類（オリジナルデータ含む。）を基にしたデータ抜粋・整理程度です。
234	修繕業務	57	5	5-5	5-5-1	(5)	⑦	③のオの更新に対し、「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用とありますが、イ・エについても交付金申請可能と思われませんが如何でしょうか。（社会資本整備総合交付金制度）	ご理解のとおりです。1-3項の③④に記載していますが、小分類単位以上の更新を全てストックマネジメント支援制度を使用して更新を行っている、現場が立ち行かなくなることも往々にしてあるため、雨水排水施設の重要性を鑑み、修繕と更新の定義を明確に分けて、維持管理・運営事業者に裁量権を与えたものをご理解ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
235	修繕業務	57	5	5-5	5-5-1	(5)	⑦	また、ストックマネジメント計画に係る策定業務は、別途業務とするとありますが、DBOにMを付加するとのイメージで宜しいでしょうか。	No. 221の回答に示すように、本事業のDBOには、O&Mを含んでいます。
236	ストックマネジメントへの協力	57	5	5-5	5-5-1	(5)	⑦	「下水道ストックマネジメント計画に必要な基礎資料」の作成協力内容をご教示ください。	No. 233の回答を参照ください。
237	データ保存の形式	57	5	5-5	5-5-1	(6)	③	状態把握用のデータ保存様式を「動画を基本」とした場合、報告資料への転用の容易性、閲覧の容易さ(端末性能等)、データ保存容量などの面でのデメリットが生じます。外観などの写真で把握可能な内容は、写真で保存することでいかがでしょうか。さらに、保存様式は「写真」を基本とし、異音や振動等については併せて動画でも記録し、市の求めに応じて提供することと読み替えることを推奨します。	ご意見として承ります。
238	計測業務	57	5	5-5	5-5-1	(7)		計測業務の中に雨水直接放流水の水質計測は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	雨水直接放流水の水質測定の必要性について、再考し、入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
239	危機管理業務	58	5	5-1	5-5-1	(8)	②	危機管理業務 カ 4-1-6項に示す防災・減災マニュアル及び一体型タイムラインの4-1-6は何を示されているのかご教示下さい。	4-1-8項の誤りです。修正します。
240	危機管理業務	58	5	5-5	5-5-1	(8)		福山市上下水道局業務継続計画は地震対策編の概要(H29.2)がHPに掲示されておりますが、最新版一式(地震以外の自然災害、感染症など)をご教示ください。	福山市上下水道局業務継続計画の最新版については、近日中に本市ホームページに掲載する予定です。
241	産業物管理業務	59	5	5-1	5-5-1	(11)		廃棄物管理業務にその他既設ポンプ場の記載がありませんが廃棄物の処理方法をご教示下さい。	入札公告時に示します。
242	臨機の措置	59	5	5-1	5-5-1	(9)		「本市は、災害防止、不可抗力及び維持管理・運営事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合、維持管理・運営事業者に対して「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を指示できるものとする。」とあるが、臨機の措置は、市からの指示受けてから事業者が措置を講ずるとの考えでよいか。	ここで規定するものは、本市起点の臨機の措置に係る要件となります。維持管理・運営事業者起点の臨機の措置については、No.243の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
243	臨機の措置	59	5	5-1	5-5-1	(9)		「本市は、災害防止、不可抗力及び維持管理・運営事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合、維持管理・運営事業者に対して「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を指示できるものとする。」とあるが、臨機の措置を市から指示を受ける前に、事業者が安全上の判断から行った緊急措置に対して、市がこれを負担するとの理解でよいか。	臨機の措置については、事業者判断により、実施することが前提となりますので、本市が負担することはありません。ここでの規定は、あくまでも災害防止、不可抗力及び維持管理・運営事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合に、緊急点検又は応急復旧等を指示できるものです。
244	業務期間中	61	5	5-6	5-6-1	(2)	①	表5-2の①において、当該月の予定は月末提出でしょうか。毎前月末ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
245	施設機能確認報告書	64	5	5-6	5-6-3	(5)	①	施設機能確認について工事請負事業者も参加してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
246	監督員の選任	65	5	5-9	5-9-1		③	第三者から監督員を選任できるとありますが、どのような事例を想定されているか、ご教示願います。	各業務のモニタリングを第三者に委託した場合を指します。また、委託先は、コンサルタント等を想定しています。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
247	引継時における機能確認	68	1-6	6-2	6-2-1			「次の維持管理・運営事業者から、本市の承諾を得た改善要求書が提出された場合」とあるが、提出期限は「次の維持管理・運営事業者の業務開始まで」との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
248	引継時における機能確認	68	6	6-2	6-2-1			「次の維持管理・運営事業者から、本市の承諾を得た改善要求書が提出された場合」とありますが、提出期限は「次の維持管理・運営事業者の業務開始まで」との理解で宜しいでしょうか。	No247の回答を参照ください。
249	事業期間終了時の施設の状態	69	6	6-2	6-2-3	(1)		「・・・事業期間終了時に、本ポンプ場ほか2施設において、本書で示す性能を維持すること。」とありますが、特にポンプ排水量など現地での性能確認が困難な項目もあります。これらの性能維持の確認はどのようにお考えでしょうか。	ご指摘のように、要求水準書で示す性能を定量的に確認することが難しい項目もありますが、ここでの規定は、一定の確認行為をもって、本市が引渡しを受けるものを規定したものであり、ポンプ設備などの所定の性能を十分確認できない項目もあると理解しています。実際には、かかる理解を基に、協議により確認方法を決定します。
250	その他							事業提案書提出前に諸官庁と事前協議を行うことは可能でしょうか。	No. 119の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
251	添付資料2 事業予定地資料	添付2						赤色の範囲内で、全ての業務を行うことと定義されていると考えてよいでしょうか。赤色以外の範囲が事業範囲に含まれる場合は、その範囲を図示願います。	No. 87の回答を参照ください。
252	添付資料2 事業予定地資料	添付2						測量平面図に示す「事業用地」は用地境界が確定済みとの理解でよいか。	用地境界の確定はできていません。本事業の設計業務期間に事業者が実施する測量調査等を基に、用地確定を行う予定です。
253	添付資料2 事業予定地資料	添付2						測量平面図の新浜ポンプ場北側の市道との間のスペース（放流渠や地蔵のあるスペース）の地権者はだれか。また、このスペースは工事用スペースとして利用可能か。	本事業の設計業務期間に法務局調査を基に、地権者を確認し、本市と協議の上、関係機関との協議を行い、利用の可否を決定してください。
254	添付資料2 事業予定地資料	添付2						測量平面図の新浜ポンプ場北側の市道に沿って、地蔵があるが、これらの撤去・復旧は可能か。また、これらの撤去復旧に要する費用は市で負担するとの理解でよいか。	No. 88の回答を参照ください。
255	添付資料2 事業予定地資料	添付2						福山ゴム側通路の埋設物の状況をご教授願います。	給水管があります。詳細は入札公告時に示します。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
256	添付資料2 事業予定地資料	添付2						架空線の移設は可能でしょうか、ご教授願います。場所により移設が不可となる場所があればご指定願います。	本事業の設計業務期間中に架空線調査を行い、適宜関係機関との協議を上、ご判断ください。
257	添付資料2 事業予定地資料	添付2						福山ゴムの建物は、変位の制限値（規格値等）は決まっているのでしょうか、決まっていれば数値をご提示願います。	変位の制限値等は決まっています。本事業の設計業務においては、必要な事前調査を行った上で、地盤変状に対する有限要素法等の数値解析を実施し、周辺施設に対する影響（沈下、傾斜等）を把握した上で、適切な対応を行う必要があります。
258	添付資料2 事業予定地資料	添付2						福山ゴム側通路のブロック塀や福山ゴムの建物が変形した場合補償は、どこの負担となるのでしょうか、ご教授願います。	No. 257の回答を参照ください。
259	添付資料2 事業予定地資料	添付2						地下燃料タンクの変位の制限値（規格値等）は決まっているのでしょうか、ご教授願います。	特に決まっています。
260	添付資料2 事業予定地資料	添付2						海側用地、道路にあるお地藏さん、神様の移設は可能でしょうか。ご教授願います。	No. 88の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
261	添付資料2 事業予定地資料	添付2						海側用地，道路の樹木の伐採は可能でしょうか，ご教授願います。	海側用地については，No.87の回答を参照ください。事業用地内は，樹木の伐採は可能ですが，県所有の港湾道路部は協議事項となります。
262	添付資料2 事業予定地資料	添付2						海側用地，道路の樹木の移植が必要な場合は，移植先をご教授願います。	No.261の回答を参照ください。
263	添付資料2 事業予定地資料	添付2						海側用地，道路について，現状の歩道を狭くして常設の作業帯を設置することは可能でしょうか，ご教授願います。	No.31の回答を参照ください。
264	添付資料2 事業予定地資料	添付2						海側用地，道路にガス管が埋設されているが，想定されている撤去範囲をご教授願います。	本事業の設計業務中において，地下埋設物調査を実施し，適宜対応を行ってください。
265	添付資料2 事業予定地資料	添付2						ポンプ場東側（海側用地，海岸保全区域）の用地を工事用地として使用することは可能でしょうか，ご教授願います。	本事業の設計業務において，関連機関協議を行い，適宜使用の可否を決定してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
266	添付資料2 事業予定地資料	添付2						分水施設は、変位の制限値（規格値等）は決まっているのでしょうか、決まっていれば数値をご提示願います。	特に決まっています。
267	添付資料2 事業予定地資料	添付2						既設沈砂池上流側の各バルブを閉じると、沈砂池への流入がないと考えてよろしいでしょうか、ご教授願います。	各沈砂池には、流入ゲートが設置されていますが、劣化により全閉としても完全止水ができないゲートもあります。
268	添付資料2 事業予定地資料	添付2						福山港松山線（正面の道路）の歩道を狭くするなどして、常設の作業帯は設置することは可能でしょうか、ご教授願います。	No. 31の回答を参照ください。
269	添付資料2 事業予定地資料	添付2						福山港松山線を一時的に片側交互通行とすることは可能でしょうか、ご教授願います。	No. 31の回答を参照ください。
270	添付資料2 事業予定地資料	添付2						新浜ポンプ場東側の一方通行道路は、通行止めとすることは可能でしょうか、ご教授願います。	No. 31の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
271	添付資料2 事業予定地資料	添付2						想定されている掘削残土の仮置き場と残土処分場をご教授願います。	仮置き場として、本市が想定しているものではありません。また、残土処分場は事業者提案によるものです。
272	添付資料2 事業予定地資料	添付2						事業予定地資料の事業範囲（赤点線で囲われている範囲）と、平成30年3月の基本設計検討書で検討されている事業範囲が異なります。 本要求水準書で示された事業範囲内での貴局で想定されている施工手順図をご提示頂けますでしょうか。	No. 87の回答を参照ください。
273	配布資料（新浜ポンプ場参考資料）	維持管理対象施設一覧表						新浜ポンプ場改築事業 維持管理対象施設一覧表に記載されているその他既設ポンプ場の個人や貴市は、現在の運転時に有人となっている施設は、どのように運転管理されているかをご教示下さい。	入札公告時にポンプ等運転操作要領を示します。
274	配布資料（新浜ポンプ場参考資料）	維持管理対象施設一覧表						現在、その他既設ポンプ場は、貴市または個人で運転管理されておられますが、本事業での運転管理は、常駐不要、現場への駆け付け不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	その他の既設ポンプ場は、常駐は不要です。また、通常降雨の場合は、現場への駆け付けも不要です。大雨時には必要に応じて出動してください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
275	本事業に関する参考資料等	参考資料等						新浜ポンプ場の基礎は、壁面より福山ゴム側通路にどの程度出ているのでしょうか、ご教授願います。	入札公告時に示します。
276	本事業に関する参考資料等	参考資料等						新浜ポンプ場の底は撤去可能でしょうか、ご教授願います。	本事業の施工業務に当たり、既設本ポンプ場を運転しながら、新設本ポンプ場の築造する期間中において、既設本ポンプ場の底を撤去してよいかどうかとの質問であると理解し、回答します。 既設本ポンプ場の底の先行撤去は可能です。
277	本事業に関する参考資料等	参考資料等						鋼矢板等を打設した場合、鋼矢板等は残置可能でしょうか、ご教授願います。	鋼矢板等の残置は可能です。
278	本事業に関する参考資料等	参考資料等						福山ゴム側の通路に鋼矢板等を打設した場合、鋼矢板等は残置可能でしょうか、ご教授願います。	No. 277の回答を参照ください。

新浜ポンプ場改築事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答書

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
		頁	章	節	項				
279	本事業に関する参考資料等	参考資料等						分水施設の構造が分かる図面をご提示願います。	入札公告時に示します。